

## OT Africa Line 事件カナダ連邦控訴裁判所判決

OT Africa Line Ltd. v. Magic Sportswear Corp.

2006 FCA 284 (CanLII)

2007年4月11日

安藤 誠二

### 論点：

外国訴訟差止命令(anti-suit injunction) — 訴訟手続の停止(stay of proceedings) — 専属管轄条項(exclusive jurisdiction clause) — カナダ海事責任法(Marine Liability Act of Canada) — ハンブルグ規則(Hamburg Rules) — カナダ連邦裁判所法(Federal Court Act of Canada) — フォラム・ノン・コンヴィニエンス(forum non conveniens) — 応訴管轄(attornment to jurisdiction) — 併行訴訟(parallel proceedings)

### 控訴審に於ける争点(法律問題)：

カナダ海事責任法 46 条 1 項は、他の法廷地の優位妥当性を認めて管轄権行使を辞退する連邦裁判所の裁量権に関する国際私法原則をどの範囲まで変更したか？(裁量権を消滅させたのか？もし裁量権を消滅させないとすれば、管轄権行使の辞退を決定するに際して、連邦裁判所は外国判決及び契約上の外国専属管轄条項を考慮しなければならないか？)

### 事件の背景：

New York から Le Havre, France 経由 Monrovia, Liberia まで海上運送された Container 積貨物の引渡数量不足の有無に関して、荷送人・荷受人と運送人との間に争いが発生した。(荷送人・荷受人は貨物 170 カートン中 99 カートンが紛失したと言い、運送人はこれを否定し、貨物全量が引渡し済みと主張する。)

荷送人・荷受人は、カナダ連邦裁判所(トロント)に於いて、運送人ほか船舶所有者等(以下運送人という)に対する損害賠償金支払請求訴訟(海事対物訴訟)を開始した。(訴訟の実態は荷送人・荷受人に損害保険金を支払いこれらに代位した保険会社の代位訴訟(subrogated action))他方、運送人は、英国高等法院に申立て、荷送人・荷受人及び保険会社(以下荷送人という)に対して英国外法廷地での訴訟手続を禁止する外国訴訟差止命令(anti-suit injunction)を得た。

次いで、運送人はカナダ連邦裁判所に損害賠償金請求訴訟の手続停止(stay of proceedings)を申立てた。これに対し、荷送人は英国高等法院に外国訴訟差止命令の停止を申立てると共に英国管轄を争った。

斯くして、英国・カナダ両国の裁判所に同一事件に関する（同一訴訟原因に基づく同一当事者間の）訴訟が併行係属することとなった。

問題の発端は、船荷証券に、英国法準拠と英国高等法院専属管轄の合意がある一方に於いて、カナダの海事責任法 46 条 1 項が、Hamburg Rules 21 条、23 条と同一効果を有する規定（海上運送契約にカナダ以外の地の裁判管轄が定められていても、カナダと最低限の接触のある請求（貨物積・揚地、被請求者の営業地、または契約地がカナダ国内であるとき）については、カナダ連邦裁判所への提訴を認める。）を置くことにある。

#### 事実関係：

##### 当事者：

荷送人：ニュー・ヨークを営業地とするデラウェア州法人

荷受人：モンロヴィアを営業地とするリベリア国法人

保険会社：トロントを営業地とするカナダ国法人

運送人：世界中を営業圏とし、トロントにも支店を置く英国法人

##### 海上運送

貨物：コンテナ積み 170 カートンの商品

船積港：ニュー・ヨーク港

転載港：フランス、ル・アーヴル港

陸揚港：リベリア、モンロヴィア港

積載船：The Mathilde Maersk The Suzanne Delmas

船荷証券：トロントで発行

運賃支払地：トロント

##### 船荷証券条項：

「25 条 法と管轄

- (1) 本船荷証券に基づく運送に関連して発生する全ての請求・紛議は、排他的に、英国法に準拠しかつ英国高等法院で解決される。
- (2) 本船荷証券の何れかの規定が、私契約で逸脱不能な強行法的国際条約または国内法に矛盾するときは、当該規定は矛盾の範囲に於いてのみ無効とする。」

##### "25. LAW AND JURISDICTION

- (1) Any claim or dispute whatsoever arising in connection with the carriage under the Bill of Lading shall exclusively be governed by English law and determined by the High Court in London.
- (2) In the event that anything herein contained is inconsistent with any

applicable international convention or national law which cannot be departed for private contract the provisions hereof shall to the extent of such inconsistency but no further be null and void."

#### 訴訟経過：

- \* 2003年8月1日：荷送人はカナダ連邦裁判所に於いて運送人に対する訴訟を開始して、貨物一部紛失に関して契約違反を理由に\$30,000.00の請求を行った。
- \* 2003年8月15日：荷送人の請求は運送人のトロント事務所に送達された。
- \* 2003年9月3日：運送人はロンドンに於いて、荷送人に対する訴訟を開始して、(1)船荷証券の英国裁判所専属管轄条項に違反してカナダ訴訟を開始したことに対する損害賠償、(2)契約違反を誘引した保険会社に対する損害賠償、(3)荷送人と保険会社に対する外国訴訟差止命令(カナダ連邦裁判所に於ける既に開始した訴訟を継続し、またはロンドン以外の地で貨物一部紛失を主張する訴訟を新たに開始して、英国裁判所専属管轄条項に違反しないことの命令)及び(4)荷送人の主張する貨物一部紛失について運送人に責任がないことの確認を請求した。
- \* 2003年9月8日：運送人は、当事者一方の申立て(荷送人に対する事前通告は短時日)に基づく仮外国訴訟差止命令を英国高等法院のグロス判事(Gross J.)から得た。
- \* 2003年9月9日：運送人はカナダ連邦裁判所に運送人の提起した訴訟の停止を申立てた。
- \* 2003年10月28日：荷送人は、保険会社の依頼に基づき、高等法院の管轄を争う意思を示した上で、令状送達を確認した。しかし、その後、管轄異議を申立てなかった。(応訴管轄の確立)
- \* 2003年12月15日：カナダ連邦裁判所のミルジンスキー予審判事(Prothonotary Milczynski)は、荷送人の提起した貨物一部紛失損害賠償請求訴訟に対する運送人の訴訟手続停止の申立てを口頭で却下した。
- \* 2003年12月22日：ミルジンスキー予審判事は、訴訟手続停止申立てを却下する決定理由を文書で示した。2003 FC 1513 (CanLII)
- \* 2004年4月5日：英国高等法院のクック判事(Cooke J.)は、荷送人の保険会社を英国訴訟の当事者に加えること、カナダにある保険会社に訴状を送達すること、及びこれに応じて請求を変更することを、運送人に許可した。
- \* 2004年8月23日：カナダ連邦裁判所のオキーフ判事(O'Keefe J.)は、訴

- 訟停止を拒絶した予審判事命令に対する運送人の異議申立てを却下した。2004 FC 1165 (CanLII)
- \* 2004年11月3日：英国高等法院商事部のラングリー判事(Lnagley J.)は荷送人に対する外国訴訟差止命令を下した。[2005] EWHC 2441 (Comm.)ラングリー判事によれば、英国国際私法は、有力な反対理由が無い限り、当事者が合意した専属管轄条項を有効と認める。従って英国訴訟を停止するためには、例外的正当化自由(some exceptional justificaton)が必要となる。46条1項は重要な要素ではあるが、有力な反対理由とは判断できない。[44 - 47]
  - \* 2005年6月13日：英国控訴院は外国訴訟差止命令に対する運送人の控訴を却下した。[2005] EWCA 710 ロングモア控訴院判事(Longmore L.J.)によれば、英国国際私法では、専属管轄条項を重視するコモン・ロー原則と46条1項の抵触は契約の解釈と強制を支配する固有の法(proper law)によって解決される。英国国際私法は当事者が固有の法を合意することを認め、本件では契約準拠法として英国法を合意している。従って、これに反する有力な理由がない限り、裁判所は本件の専属管轄条項を有効とし、荷送人による訴訟停止の申立てを却下しなければならない。カナダの裁判所は、英国裁判所に於ける訴訟継続を相互主義的に尊重するであろうから、46条1項は、有力な理由と見なされない。また、外国訴訟差止命令は、契約に違反してカナダで訴訟を開始した荷送人に対する差止めであって、カナダの議会や裁判所に対する攻撃ではない。差止命令は、同一請求について訴訟が併行し異なる結果の生じる望ましくない可能性を回避するのに役立つ。[48 - 51]
  - \* 2005年6月15日：カナダ連邦裁判所オキーフ判事の命令に対する運送人からカナダ連邦控訴裁判所に対する控訴は、外国訴訟差止命令を支持した英国控訴裁判所判決に対する運送人の上訴許可申請につき貴族院による決着が示されるまで、延期された。
  - \* 2005年12月9日：貴族院は上訴許可申請を却下した。
  - \* 2006年6月21日：カナダ連邦控訴裁判所は、運送人の控訴を審理した。
  - \* 2006年8月23日：カナダ連邦控訴裁判所は、運送人の訴訟停止申立てを承認した。2006 FCA 284 (CanLII)

#### カナダ国内法：

**海事責任法 46条1項**(46(1) of the Marine Liability Act, S.C. 2001, c.)

「ハンブルグ規則の適用がない海上運送契約に、契約から発生する紛議をカナダ国外の裁判所・仲裁廷で解決することが定められていて

も、カナダと一定の接触のある請求（貨物積・揚地、被請求者の営業地、または契約地がカナダ国内であるとき）については、請求者は、カナダ国内での紛争解決が約定されていたとすれば管轄を有することとなるカナダ国内の裁判所・仲裁廷に於いて、訴訟・仲裁手続きを開始することができる。」

"46(1) If a contract for the carriage of goods by water to which the Hamburg Rules do not apply provides for the adjudication or arbitration of claims arising under the contract in a place other than Canada, a claimant may institute judicial or arbitral proceedings in a court or arbitral tribunal in Canada that would be competent to determine the claim if the contract had referred the claim to Canada, where

- (a) the actual port of loading or discharge, or the intended port of loading or discharge under the contract, is in Canada;
- (b) the person against whom the claim is made resides or has a place of business, branch or agency in Canada; or
- (c) the contract was made in Canada."

**連邦裁判所法 50 条 1 項**(50(1) of the Federal Courts Act, R.S.C. 1985, c. F-7)

「連邦控訴裁判所または連邦裁判所は、如何なる（原因・事案を問わず）訴訟手続きであってもそれが他の裁判所・管轄圏で現に係属中であるか、または正義実現のため他に理由あるときは、自らの裁量によって、訴訟手続きを停止することができる。」

"The Federal Court of Appeal or the Federal Court may, in its discretion, stay proceedings in any cause or matter

- (a) on the ground that the claim is being proceeded with in another court or jurisdiction; or
- (b) where for any other reason it is in the interest of justice that the proceedings be stayed."

#### 判例：

連邦裁判所法 50 条 1 項（訴訟停止を決定する連邦裁判所判事の裁量権）に関連して海事責任法 46 条 1 項に言及した判例は 2 件存在する。

**The Caster 事件カナダ連邦控訴裁判所判決**(*Incremona-Salerno Marmi Affini Siciliani (I.S.M.A.S.) s.n.c. v. Caster (The)* 2002 FCA 479 (CanLII))

イタリアからカナダに海上運送された貨物（研磨済花崗岩）の船荷証券には、ドイツ法準拠、ハンブルグ専属管轄の規定があった。貨物に損傷があったため、荷受人はカナダ連邦裁判所に訴えたが、運送人は船荷証券の

管轄条項を根拠に訴訟の停止を申し立てた。訴訟開始が、2000年12月15日、訴訟の停止申立てが2001年2月2日、海事責任法46条1項の発効が2001年8月8日、訴訟停止申立ての審理開始が2001年11月19日であった。一審と二審で専ら論じられたのは、法46条1項を本件に適用することが（適用なら申立て却下、不適用なら申立て認容との前提）、制定法に遡及効を認めることになるか否かであった。従って、ネイドン控訴裁判所判事(Nadon, J.A.)判決中下記引用文は傍論と考えられる。

"[13]The effect of the subsection is to remove from this Court its discretion under section 50 of the Federal Court Act to stay proceedings on the ground of a jurisdiction or arbitration clause where the requirements of paragraphs 46(1)(a), (b) or (c) are met. In the case at bar, if the Motions Judge is correct in his view of the matter, paragraph 46(1)(a) would prevent the appellants from obtaining a stay based on clause 25 of the bill of lading, since the port of discharge was the port of Halifax. Consequently, if subsection 46(1) applies to these proceedings, the appellants' stay applications will likely be dismissed."

**Z.I. Pompey Industrie 事件カナダ連邦最高裁判決**(*Z.I. Pompey Industrie v. ECU-Line N.V.*, 2003 SCC 27 (CanLII))

ベルギーのアントワープから米国のシアトルまで海上運送される予定の貨物（精密機器）がカナダのモントリオールで陸揚げされた後シアトルまで陸路貨物列車で輸送された。船荷証券にはベルギー法準拠とアントワープ商事裁判所専属管轄の条項があった。荷送人等が陸上運送区間で生じた貨物損傷を理由に海上運送人をカナダ連邦裁判所に訴え、運送人が訴訟の停止を申し立てた事件である。

連邦裁判所予審判事、同再審判事、及び連邦控訴裁判所が全て、中間差止命令(interlocutory injunction)に適用される「三分割基準」(tripartite test)を採用したのに対して、連邦最高裁は、伝統的な「有力理由基準」(strong cause test)を適用して、下級審決定を覆し、訴訟の停止を認めた。

Eleftheria号事件英国高等法院判決(The "Eleftheria", [1969] 1 Lloyd's Rep. 237)に於いて、ブランドン判事(Brandon J.)が判示した後者の判断基準によれば、「当事者を拘束する有効に締結された船荷証券と認定したときは、裁判所は、当該事情の下で原告に法廷地選定条項の遵守を求めることが合理的し正義に反するとの充分に説得力ある理由を原告が証明しない限り、訴訟の停止を許可しなければならない。裁量権の行使に当たって、裁判所は全ての事情を勘案すべきものとされる。」

American Cyanamid 事件英国貴族院判決(*American Cyanamid Co. v. Ethicon*)

Ltd. [1975] A.C. 396)で確立した「三分割基準」を、船荷証券の法廷地選択条項を強制する訴訟手続きの停止に適用することが妥当でない理由は、同基準によれば、ほとんど全ての法廷地選択条項を強制できないこととなり、約束の重要性を極小化し商事取引の不確実性を惹起すること、第一基準が本案正否の可能性判断を求めるため、現実に不可能であること、法廷地選択条項に基づく訴訟停止では、回復不能の損害を証明することが困難であることにあるとされた。

本判決は、海事責任法 46 条 1 項施行以前の事件を対象とするため、下記引用のバスタラシェ最高裁判事(Justice Bastarache)判決文は、先例拘束性のない傍論である。

また本判決では、基本的違反(fundamental breach)乃至離路(deviation)があったとき法廷地選択条項が無効となるか否かについても論じている。

"D. Section 46 of the Marine Liability Act

37 Section 46(1) of the Marine Liability Act, which entered into force on August 8, 2001, has the effect of removing from the Federal Court its discretion under s. 50 of the Federal Court Act to stay proceedings because of a forum selection clause where the requirements of s. 46(1)(a), (b), or (c) are met. This includes where the actual port of loading or discharge is in Canada. In this case, there would be no question that the Federal Court is an appropriate forum to hear the respondents' claim but for the fact that s. 46 does not apply to judicial proceedings commenced prior to its coming into force: *Incremona-Salerno Marmi Affini Siciliani (I.S.M.A.S.) s.n.c. v. Ship Castor* 2002 FCA 479 (CanLII), (2002), 297 N.R. 151, 2002 FCA 479, at paras. 13-24. Section 46 of the Marine Liability Act is therefore irrelevant in this appeal.

38 Indeed, s. 46(1) would appear to establish that, in select circumstances, Parliament has deemed it appropriate to limit the scope of forum selection clauses by facilitating the litigation in Canada of claims related to the carriage of goods by water having a minimum level of connection to this country. Such a legislative development does not, however, provide support for the fundamental jurisprudential shift made by the Court of Appeal in the case at bar. To the contrary, s. 46(1) indicates Parliament's intent to broaden the jurisdiction of the Federal Court only in very particular instances that can easily be ascertained by a prothonotary called upon to grant a stay of proceedings pursuant to the forum selection clause of a bill of lading. Section 46(1) in no way mandates a prothonotary to consider the merits of the case, an approach in line with the general objectives of certainty and efficiency, which underlie this area of the

law."

### カナダ連邦裁判所予審判事の決定と理由：

運送人は、貨物船荷証券に英国専属管轄条項が含まれていること及びフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理（本店が英国にあり、財務諸表を英国で公告し、その他あらゆる点に於いて、英国が訴訟遂行上便宜かつ適正であること）を根拠に、荷送人の訴えを停止するようカナダ連邦裁判所に申立てた。これに対し、荷送人は、カナダ海事責任法 46 条 1 項に規定される要件中、(b)被告がカナダ国内に支店を持つことと、(c)運送契約がカナダ国内で締結された（船荷証券の発行地はトロント）ことが充足するため訴権を持つこと、及びフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理を理由に、カナダ連邦裁判所の管轄を主張した。

中間申立(interlocutory application)を処理したミルジンスキー予審判事(Madam Prothonotary Milczynski)は次のような決定を下した。

(1) Z.I. Pompey Industrie 事件カナダ連邦最高裁判決と The Caster 事件カナダ連邦控訴裁判所判決の 46 条 1 項に関する文節は、カナダ以外の地を専属管轄とする船荷証券条項が海事責任法によって無効になることを明確化している。しかしながら、両判決は、連邦裁判所が連法裁判所法 50 条に従って適切・妥当な事情の下で（フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の採否を含む）訴訟停止を命じる裁量権を否定してはいない。

(2) 本事件に於いて、ニュー・ヨークからモンロヴィアに至る貨物輸送に関する全ての事実と周辺事情を考慮すると、貨物の価格、真の原告がカナダに所在すること、被告がカナダに営業上の利害を有すること、ほとんど全ての証人がモンロヴィアとニュー・ヨークから出頭すること（英国とカナダについては中立要因）から、英国法の解釈と適用を含め原告の請求を審理する最も便宜で妥当な法廷地は当裁判所である。

(3) 英国高等法院の応訴管轄は成立していない。

### 連邦裁判所判決：

(1) 外国の専属管轄条項があっても、海事責任法 46 条 1 項によって同条所定の要件が充足されれば、当裁判所に請求を審理する管轄権がある。このことは、Z.I. Pompey Industrie 事件カナダ連邦最高裁判決と立法時の下院議事録、（特にノーマン・ドイル議員の趣旨説明、カナダ海法会のジェイムズ・ゴールド会長の証言）によっても明確である。

(2) Z.I. Pompey Industrie 事件カナダ連邦最高裁判決と The Caster 事件カナダ連邦控訴裁判所判決を狭義に解釈した予審判事の決定に誤りはない。



(3) フォラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用、英国高等法院への  
応訴管轄の不成立等予審判事の決定に誤りはない。

(4) したがって、被告申立を棄却する。

#### 連邦控訴裁判所判決：

(1) (a)本件船荷証券にハンブルグ規則の適用はなく、(b)運送人はカナダに営業地を持ち、また運送契約がカナダで締結されたため 46 条 1 項の法定要件を二つ充足し、(c)契約にカナダ管轄の規定があれば連邦裁判所に管轄権があるため、46 条 1 項によって連邦裁判所は荷送人の請求に対する管轄権を授与されている。これについて当事者間に争いはない。

(2) 46 条 1 項は連邦裁判所に対して本件紛議について管轄権を授与するだけでなく、カナダと英国何れの裁判所が比較上適切・妥当であるか考慮せずに管轄権を行使すよう命じている、と荷送人は主張する。従って、連邦裁判所がこれと異なる決定を下したのは誤りだと荷送人は言う。当裁判所は三つの理由からこれに同意できない。

(3) 第一に、46 条 1 項は、その法定要件の一つが充足されれば、原告が訴訟を提起した裁判所は管轄権を行使しなければならない、と規定していない。原告が訴えを提起できると定めるのみである。

(4) 第二に、連邦裁判所は、連邦裁判所法 50 条 1 項によって、たとえ管轄があっても、「請求が他の裁判所・管轄圏で現に係属中である」か、または訴訟停止が「正義実現のため」であるときは、広範な裁量権を行使できる。46 条 1 項はこの広範な裁量権を消滅させると明示していない。係属する訴訟を管理する裁判所の基本的権限を 46 条 1 項が取り除くためには、明確な文言が必要である。

(5) 第三に、他の法定地が比較上適切・妥当であることを根拠に訴訟停止を決定する裁判所の裁量権を 46 条 1 項が黙示的に消滅させていると解釈すると、異常な結果を招く。例えば、本件に於いて、英国法準拠と英国専属管轄の規定に加えて、運送契約がニュー・ヨークとロンドン間であり、船荷証券がロンドンで発行され、貨物がロンドンで紛失したと主張され、全ての証人がロンドンにいる場合を考えてみる。これら全ての接触要件(connecting factors)は紛議解決の地として英国の優位性を指向している。しかし、運送人がカナダに営業地を持つため 46 条 1 項により連邦裁判所に管轄があることだけの理由で、連邦裁判所に紛議解決を要求するのは意味をなさない。また、英国訴訟が既に開始しているとき、連邦裁判所が法定地として適切・妥当性が劣位であるかどうか考慮することを 46 条 1 項によって妨げられるとすれば、国際礼讓(international comity)の排除を求めることになる。

(6) また、契約に専属管轄条項がなければ、カナダ裁判所は自らが適切・妥当性の優位な法定地でないことを根拠に管轄行使を辞退できる反面に於いて、当事者がカナダ国外の法定地を合意したとの理由で、カナダ裁判所が 46 条 1 項によって紛議を解決しなければならないとするのは、奇妙である。

(7) 41 条 1 項は原告が選択したカナダ裁判所に管轄権を授与するだけにとどまらず、当該裁判所の管轄権行使をも求めていると判断した先例 (Z.I. Pompey Industrie 事件カナダ連邦最高裁判決) に当裁判所は拘束されると原告代理人は主張する。判決文言の意義については議論の余地はないが、その解釈については、当裁判所は原告代理人と意見を異にする。バスタラシェ判事が述べているのは、訴訟を停止する裁判所の裁量権は、管轄の法定条件の一つが充足されると外国法定地選択条項のみを理由としては、行使できないことである。従って、バスタラシェ判事は、本事件の問題点、即ち、46 条 1 項は、全ての考慮すべき事柄を斟酌すると (taking all relevant considerations into account) 当該裁判所が比較上適切・妥当な法廷でない判断されるきにも、訴訟停止を命ずる当該裁判所の裁量権を消滅させるか否かの問題には取り組んでいない。The Caster 事件における当裁判所のネイドン判事判決にある文言も同様に解釈される。

(8) 原告代理人は、46 条 1 項を比較上適切・妥当な法廷地でないことを理由に訴訟停止を命じる連邦裁判所の裁量権を消滅させるものと解釈しなければ、46 条 1 項はほとんど無意味な規定になると言う。これにも同意できない。第一に、46 条 1 項は、三個の接触要件のうち一つでも充足する原告は、契約上の専属管轄条項にも拘わらず、カナダ国内に於いて訴訟提起が可能であることを規定して、裁判所の管轄を確認している。第二に、請求に裁判所が管轄を有するか否か決定するうえで、管轄の制定法上の根拠は、コモンロー上の「実質的かつ重要な接触」 (real and substantial connection) 基準より適用が容易である。第三に、46 条 1 項は、当事者がカナダ国外の専属管轄を選択したことのみを理由として訴訟を停止する裁判所の裁量権を取り除いている。

(9) 以上の理由から、当裁判所は、連邦裁判所判事と同様に、本問題点に関する予審判事の分析に同意する。その結果、連邦裁判所は貨物一部紛失に関する荷送人の請求について 46 条 1 項により管轄を授与されているものの、運送人の訴訟停止申立を認容すべきか否か決定するためには、更に連邦裁判所とロンドン高等法院の何れが比較上適切・妥当であるか判断することが必要となる。

(10) フォラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用に当たって、英国高等法院・控訴院の判決、46 条 1 項の立法事情、及び専属管轄条項を評価基準に含めるべきである。加えて、Spar Aerospace 事件連邦最高裁判決 (Spar

Aerospace Ltd. v. American Mobile Satellite Corp. 2002 SCC 78 (VCanLII))で示された接触要素、即ち、(a)当事者・証人・専門家の居所、(b)重要証拠の所在地、(c)契約の交渉・締結地、(d)他の法廷地に於ける訴訟係属の有無、(e)被告資産の所在地、(f)準拠法、(g)法廷地選択により原告の得られる利益、(h)正義の実現、(i)当事者の利益、(j)判決が他の法廷地で承認される必要性などを個々に評価すると、予審判事・連邦裁判所判事の判断と異なり、英国高等法院が法廷地としての適切・妥当性に於いて連邦裁判所に比較上優位であると考える。

(11) 法廷地としての適切・妥当性に於いてカナダに優位性がない本件事情では、原告が連邦裁判所に提起した訴訟を停止することが、正義の実現に資する。

(12) 本訴訟停止は、運送人が、貨物一部紛失について運送人に責任がないとの確認を求める訴訟手続きを英国高等法院に於いて、遅滞なく、遂行する条件付きである。運送人が万一この条件に従わないときは、荷送人は本訴訟停止の解除を連邦裁判所に求めることができる。

#### 報告者コメント：

(1) フォラム・ノン・コンヴィニエンス法理を簡潔明瞭に表現したカナダ連邦控訴裁判所判決がある。

"The doctrine of *forum non conveniens* is a discretionary doctrine which recognizes that there may be more than one forum capable of assuming or exercising jurisdiction and may decline to exercise that jurisdiction on the ground that there is a more appropriate forum to entertain the action. The approach and principles that guide the decision whether to stay an action on the ground of *forum non conveniens* derived from the case law were summarized as follows: (1) Achieving justice, taking into account all relevant circumstances is the overarching principle; (2) All relevant circumstances must be appropriately weighed in their proper context; (3) None of the relevant factors is determinative; and (4) The test for *forum non conveniens* is that there must be some other forum more convenient and appropriate for the pursuit of the action and for securing the ends of justice.

"The courts have developed several factors that may be considered when determining the most appropriate forum for the action, including contractual provisions that specify applicable law or accord jurisdiction, the avoidance of a multiplicity of proceedings, the applicable law and its weight in comparison to the factual questions to be decided, and whether declining jurisdiction would deprive the plaintiff of a legitimate juridical advantage available in the domestic court." (*Ford Aquitaine Industries SAS v. Canmar Pride (Ship)*, 2005 FC 431 (CanLII))

(2) フォラム・ノン・コンヴィニエンス法理に関するカナダ最高裁のリ - ディング・ケースは次の三判決である。

- (a) *Amchem Products Inc. v. British Columbia (Workers' Compensation Board)*, 1993 CanLII 124 (S.C.C.)
- (b) *Holt Cargo Systems Inc. v. ABC Containerline N.V. (Trustees of)*, 2001 SCC 90 (CanLII)
- (c) *Spar Aerospace Ltd. v. American Mobile Satellite Corp.*, 2002 SCC 78 (CanLII)

特に、Amchem Products 事件のソピンカ最高裁判事(Justice Sopinca)の判決理由は、スピリアダ・マリタイム事件貴族院判決(*Spiliada Maritime Corp. v. Cansulex Ltd.*, [1987] A.C. 460)で絶頂に達した英国判例法に於けるフォラム・ノン・コンヴィニエンス法理の発展を詳細に分析しているため、好個の参考判例である。

(3) ヨーロッパ共同体加盟国間の訴訟競合については、EC 規則(COUNCIL REGULATION (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters)に定めがある。専属管轄の合意については 23 条、併行訴訟については 27 条が適用される。

**"Article 23**

1. If the parties, one or more of whom is domiciled in a Member State, have agreed that a court or the courts of a Member State are to have jurisdiction to settle any disputes which have arisen or which may arise in connection with a particular legal relationship, that court or those courts shall have jurisdiction. Such jurisdiction shall be exclusive unless the parties have agreed otherwise. ...."

**"Article 27**

1. Where proceedings involving the same cause of action and between the same parties are brought in the courts of different Member States, any court other than the court first seised shall of its own motion stay its proceedings until such time as the jurisdiction of the court first seised is established.

2. Where the jurisdiction of the court first seised is established, any court other than the court first seised shall decline jurisdiction in favour of that court."

これら 2 箇条の解釈と適用については、欧州司法裁判所(European Court of Justice)の有名な 2 判例がある。

Gasser 事件判決(*Erich Gasser GmbH v. MISAT Srl* [2003] EUECJ C-116/02)

で ECJ は、 23 条によって専属的管轄権を認められた加盟国裁判所であっても、紛争解決のため最初に係属した他の加盟国裁判所で訴訟を遂行する当事者に差止命令を下すことはできないこと、及び 専属管轄権のある裁判所は 27 条によって、最初に係属した裁判所が 23 条を適用して管轄権を辞退するまで、訴訟手続きを停止しなければならないことを明確にした。

また Turner 事件 ECJ 判決(*Gregory Paul Turner v. Felix Fareed Ismail Grovit* [2004] EUECJ C-159/02 )は、 加盟国裁判所は、背信行為を根拠としても、当事者が管轄権のある他の加盟国裁判所で訴訟を開始し、または遂行することを差止めることができないこと、及び 一方の裁判所は他方の裁判所が、背信行為で訴訟が提起されたことを根拠に、訴えを却下すると信頼しなければならないことを明らかにした。

しかし、仲裁手続きは EC 規則の範囲外である。そのため次の問題が発生した。ロンドン仲裁条項に違反してイタリアで訴訟を開始した当事者に対して、英国裁判所は外国訴訟差止命令を下せるか？

この問題を処理するため 2007 年 2 月 21 日に連合王国貴族院は *West Tankers* 事件(*West Tankers Inc. v. RAS Riunione Adriatica di Sicurta SpA* [2007] UKHL 4)で、欧州司法裁判所に次の照会を行った。

"Is it consistent with EC Regulation 44/2001 for a court of a Member State to make an order to restrain a person from commencing or continuing proceedings in another Member State on the ground that such proceedings are in breach of an arbitration agreement?"

ECJ の判決が待たれる。

以上